

保育士就職準備金貸付事業のご案内

保育士として新たに再就職する際に必要な資金を貸与します。

保育士として一定の知識及び経験を有する方が、保育士として新たに就職する際に必要な資金(20万円以内)を貸与し、2年以上継続して、群馬県内の対象施設・事業所等で勤務すれば返還免除となる貸付制度です。

貸付制度の主な内容

◆対象者◆

次の①から④の要件のいずれも満たす者が対象となります。

- ① 以下の施設又は事業を離職した方 又は勤務経験のない方
保育所、幼保連携型認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業
幼稚園
- ② 県内の保育所等(※)に新たに保育士として週20時間以上勤務する方(裏面参照)
- ③ 同種の貸付を他から受けていない方
- ④ 保育士修学資金における就職準備金加算を受けていない方
※新卒者は対象外です

◆資金の用途◆

- ・ 保育所等への就職によって転居が伴う場合における転居費用
- ・ 転居先の賃貸物件の借りに伴う礼金や仲介手数料
- ・ 保育所等で使用する被服費
- ・ 保育所等の勤務に復帰するに当たり研修等を受けた際の研修費用
- ・ 保育所等への通勤に要する移動自転車等の購入費
- ・ 申請者の子どもが保育所等を利用する際に必要となる費用
- ・ 子どもの預け先を探す際の活動に必要な費用
- ・ その他保育士として再就労する際に必要な経費として適当と認められる経費

◆貸付額◆

20万円以内（1回限り）

◆利子◆

無利子

◆連帯保証人◆

1名 ※申請者が未成年者の場合は、法定代理人としてください

◆返還免除◆

群馬県内で、2年間勤務すれば全額返還免除

※要件を満たさない場合は、返還となります。

◆貸付までの流れ◆

貸付申請 → 貸付決定 → 契約 → 就職決定 → 資金交付

*** 保育所等とは、以下に掲げる施設・事業所です ***

ア 保育所

イ 認定こども園（※）

ウ 幼稚園（預り保育を常時実施している施設又は認定こども園へ移行予定の施設）

エ 家庭的保育事業

オ 小規模保育事業

カ 居宅訪問型保育事業

キ 事業所内保育事業

ク 病児保育事業

ケ 一時預かり事業

コ 離島その他の地域で特例保育を実施する施設

サ 企業主導型保育事業

※）幼保連携型認定こども園においては、保育士登録をしており、保育教諭として勤務する方も対象となります（幼稚園教諭免許状のみで保育教諭として勤務する方は対象外）。

問い合わせ先【希望者はまずご連絡ください】

社会福祉法人群馬県社会福祉協議会 福祉資金課

〒371-8525 前橋市新前橋町 13-12（群馬県社会福祉総合センター）

電話（027）255-6031

FAX（027）255-6444